

姫路市重傷事例検証報告書

平成23年12月28日

兵庫県児童虐待防止委員会

目 次

はじめに	1
I 検証結果	
1 事案の概要	3
(1) 概要	
(2) 家庭等の状況	
(3) 事案の経過	
2 事案の検証結果から明らかとなったポイント	6
(1) 親及び親族以外の暴力を含め、虐待が疑われた場合のアセスメントが不十分であり、子どもの安全への親の配慮義務の視点を持つべきであった	
(2) 市の体制強化の取り組みが不十分であった。そのため、安全確認や安全確保に対して市が主体的に取り組めなかった	
(3) 要保護児童対策地域協議会が開催されていなかった	
(4) 子どもの安全を最優先とした医療機関、保育所等との連携が不十分であった	
II 提言	
1 受傷原因が特定できず、同居人以外からの加害が疑われる場合も、子どもの安全を最優先に考え、子に対する親の配慮義務の放棄（ネグレクト）ケースとして位置づけ、積極的な対応を行う	10
2 相談、支援、要保護児童対策調整機関（要保護児童対策地域協議会事務局）としての機能を果たすための市町体制強化と、市町・県の連携強化を図る	12
3 市町要保護児童対策地域協議会の運営は、「市町村児童家庭相談援助指針」に基づいて標準化する。標準以下の市町においては、早急な充実を求める	13
4 子どもの安全を最優先した、医療機関、保育所等関係機関との連携を強化する	15
5 国に対する提言	16
参考資料	
・ 児童虐待防止委員会審議経過	17
・ 児童虐待防止委員会委員名簿	18

はじめに

《検証の経緯》

- 兵庫県では、平成13年8月に、尼崎市において6歳の子どもが虐待により死亡遺棄される事案、平成20年5月に、伊丹市において5歳の子どもが虐待により死亡する事案、平成21年11月に、三田市において5歳の子どもが虐待により死亡する事案が発生した。
この痛ましい3つの事案は、こども家庭センター（児童相談所）が児童養護施設に入所させた児童や保護した児童を家庭に戻した後、保護者による虐待が再発して死亡に至った事例であり、本委員会において事案の検証を行い、必要な児童虐待再発防止対策を取りまとめ、県や国に提言を行った。
- 兵庫県では、これらの提言を受け、児童虐待防止24時間ホットラインの設置、児童福祉司の専門職採用及び増員、川西こども家庭センターの独立設置など、こども家庭センターの体制の強化とともに、改正児童福祉法や児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、市町児童相談体制の充実、市町要保護児童対策地域協議会の適切な運営、市町をはじめ保育所・幼稚園、学校、児童委員等の地域の関係機関、さらに乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター等との連携強化などに取り組んできた。

《検証・提言にあたって》

- 上記のさまざまな再発防止策に取り組んできたにもかかわらず、平成23年6月10日姫路市において2歳の子どもが重傷を負う事案が発生したことは大変重く受け止めなければならない。
- 虐待事案に携わる者は、子どもの安全確保を最優先に対処しなければならず、親や家族等との関係を十分に把握し、支援や指導を迅速かつ適切に行っていく必要がある。その支援や指導にあたっては、こども家庭センター、市町、地域のあらゆる機関が十分な連携を行い、取り組んでいかねばならない。
- 本委員会の報告は、こども家庭センター、姫路市をはじめ関係機関の対応について、慎重かつ詳細な検証を行い、今後の対策について提言するものである。
- 本委員会において、今後の取組の進捗状況や実効性について引き続き検証・フォローすることとし、より良い対応に見直し・改善していくこととしたい。

検証結果

1 事案の概要

(1) 概要

平成 23 年 4 月 11 日、姫路市こども支援課（以下「市支援課」という）は、保育所から本児の受傷について通告を受け、姫路こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という）に通報した。こども家庭センターは、家庭訪問・面接調査を実施した結果、母親の友人男性と本児の外出中に起こった事故であることを把握したが、受傷のいきさつを確認するには至らなかった。

同年 4 月 19 日及び 5 月 16 日、市支援課は、保育所から本児の受傷についての報告を受けこども家庭センターに連絡した。こども家庭センターは調査を行ったが、母子関係は良好であり、虐待による傷との確証は得られなかった。

一方、母の友人男性（平成 23 年 9 月 16 日逮捕）による加害も疑われたが、男性との接触を母に拒否されてできず、保育所を中心とした見守りを継続していた。

同年 6 月 10 日、本児は病院に搬送され、硬膜下血腫の緊急手術を受けた。

(2) 家庭等の状況

① 母（30 歳）

本児と 2 人暮らし。

（父母は協議離婚。親権者は母。）

会社勤務。

② 本児（2 歳）

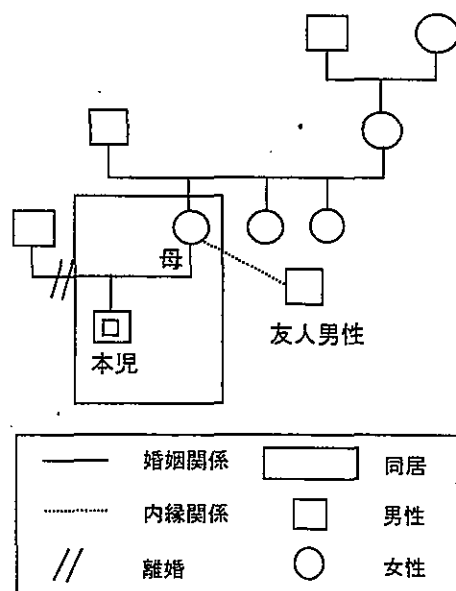
保育所（H23. 6. 17 退所）。

③ 友人男性（30 歳）

母の勤務先の元同僚。両親と 3 人暮らし。

※（ ）内は、平成 23 年 6 月現在の年齢

【家族構成図】



(3) 事案の経過

平成 23 年 4 月 11 日 保育所から市支援課に、「保育所で、本児の額の左側頭部側に、押さえるとぶよぶよする傷、頬に擦り傷、左耳たぶに打ち身痕を確認した。受傷に至る原因・経過は、4 月 9 日本児が母の友人男性と散歩中に転んだもの。医療機関受診後、母が連れ帰った。」と事実関係の通告があった。

同日 市支援課からこども家庭センターに上記内容の通報があった。

本児は既に帰宅していたので、翌日本児が保育所へ通所しなければこども家庭センターは家庭訪問等の調査を実施する予定とした。

平成 23 年 4 月 12 日 保育所からこども家庭センターに、「本児が欠席」との電話連絡があった。

こども家庭センターは保育所、医療機関及び市支援課へ状況調査を行い、家庭訪問して面接調査を行った。

その結果、①保育所及び母の調査により、本児と母の関係は良好と認められた。②医療機関からは、「虐待は疑っていない」との意見を聴取した。

こども家庭センターは受理会議を開催し、次のことを決定した。

〔決定事項〕

①保育所を中心とした見守りを行う

②友人男性の調査を行う

こども家庭センターは母に、受傷時の状況を確認するために友人男性との面接を要請した。母は承諾しなかったが、母が友人男性に受傷時の状況を確認してこども家庭センターに報告するとの申し出があった。

平成 23 年 4 月 13 日 こども家庭センターから市支援課に、調査結果等を電話連絡した。

平成 23 年 4 月 14 日 保育所からこども家庭センターに、「通常どおり通所している」との電話連絡があった。

平成 23 年 4 月 15 日 母からこども家庭センターに、「本児の受傷は、友人男性と追いかけてこしていた時に転んで怪我をした」との報告があった。

しかし、母からこども家庭センターには、友人男性に関する名前、住所等の情報提供はなかった。

- 平成 23 年 4 月 18 日 こども家庭センターは保育所に、母からの聞き取りした内容の報告に併せ、見守り等を依頼した。
- 平成 23 年 4 月 19 日 市支援課からこども家庭センターに、「本児が前回と同じところを怪我しており、保育所が本児を医療機関へ受診させた」との電話連絡があった。
こども家庭センターは市支援課に状況調査を依頼し、市支援課からの報告により、軽傷であったことを確認し、「見守りを継続」とした。
- 平成 23 年 5 月 16 日 市支援課からこども家庭センターに、「保育所から市支援課に、本児が両大腿部外側の怪我をしているとの連絡があった」との連絡があった。
- 同 日 こども家庭センターは保育所及び家庭訪問をし、本児の怪我の状態等を調査した結果、「見守りの継続」を決定した。
- 平成 23 年 5 月 17 日 こども家庭センターは保育所から、本児が保育所を体調不良により欠席している情報を得たため、保育所を通じて本児の様子やその後の通所状況等を確認した。
- 平成 23 年 6 月 10 日 保育所からこども家庭センターに、「本児が救急搬送され緊急手術した」と電話連絡があった。

2 事案の検証結果から明らかとなったポイント

- (1) 親及び親族以外の暴力を含め、虐待が疑われた場合のアセスメントが不十分であり、子どもの安全への親の配慮義務の視点を持つべきであった。

ア 虐待のアセスメント

母の友人男性からの加害も疑われたが、男性が同居していないことから対応が不十分となり、踏み込んだ対応ができなかった。

- (ア) 家族関係が多様化している現状から、子どもの安全を最優先にして、関係者の調査・確認を行うべきであった。
- (イ) 母の友人男性からの加害も疑われたが、同居していない友人男性に対し、母に会わせるよう言ったが拒否され、こども家庭センターからの指導は母のみとなった。友人男性との面談機会の設定、母への強力な指導等の踏み込んだ対応が必要であった。
- (ウ) 受傷が頻繁に起こる状況等から、母の子どもへの養育状況について突込んでアセスメントすることにより、こども家庭センターによる指導に加えて、市保健福祉サービスセンター保健師による支援も考慮する必要があった。
- (エ) 最初の通報を受け医療機関への調査を行った時（4月12日）、医師から「虐待は疑っていない」との意見を聴取したため、こども家庭センターの対応に影響を与えたものと考えられる。
- (オ) 母は保育所との関係が良好であり、また、こども家庭センターからの指導を受け入れる姿勢を示していた。このため、こども家庭センター及び市支援課は、母子関係が良好であると認識していたため、母への指導に止まり、母の心情理解にまで至らなかった可能性がある。
- (カ) こども家庭センターは市からの通報後、所内受理会議により当面地域での見守りを援助方針としたが、受傷原因が不明であったことから、子どもの安全を最優先として、児童虐待等アドバイザーや児童福祉専門調整員（警察OB）も活用し、さらなる調査を行うことの検討も必要であった。

イ 市からの送致と対応

市からこども家庭センターへの文書による送致手続き(通告書、アセスメントシート、送致書の作成等)が取られなかった。

- (7) 市支援課は、「虐待の確証はないが、重症の怪我をした心配な子であった」ため、「念のため」にこども家庭センターに通報したが、送致(通告書、アセスメントシート、送致書の作成等)は行われなかった。

(これまで、市支援課からこども家庭センターへ送致することは、ほとんどなかった。)

- (1) 市支援課はこども家庭センターへの通報後、保育所を通じて情報収集をし、こども家庭センターに報告していた。しかし、要保護児童対策地域協議会を開催しておらず、かつ直接本児の怪我の状況や安全確認、母への面接・指導等を行っていなかった。

- (2) 市の体制強化の取り組みが不十分であった。そのため、安全確認や安全確保に対して市が主体的に取り組めなかった。

ア 市の役割

市の相談・支援体制、要保護児童対策調整機関(要保護児童対策地域協議会事務局)としての体制は、

- ① 相談体制は職員5名―課長、係長、非常勤嘱託の相談員3名(参考:尼崎市15名、明石市12名、加古川市10名、養父市9名など=平成23年度)
- ② 個別ケース検討会議20回(参考:尼崎市332回、伊丹市188回、宝塚市177回、西宮市121回など=平成22年度)

となっており、児童相談の件数に比べ相談体制が脆弱な状況にあり、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議は他市と比べ回数、件数とも極めて少なく、要保護児童対策調整機関としての役割も十分に果たせていなかった。

- (7) 市は、こども家庭センターに通報する前に、本児・保護者と直接面接しての事前調査や安全確認を行っていない。(「市町村児童家庭相談援助指針(平成22年3月改正)」)

- (1) こども家庭センターは、本児や保護者、保育所、医療機関等の関係機関を調査した結果、「地域での見守り」を援助方針として決定した。

しかし、地域での見守りにあたり、市の要保護児童対策地域協議会において、関係機関が本児の不自然な受傷、問題点等を情報共有することがなく、具体的な見守りの役割分担、対応の方法等が詰められていなかった。

イ 市・県の連携、役割分担の情報共有・実施

親子の生活状況等の把握、安全確認における市・県の連携が十分でなかった。

- (7) 市支援課は、母方祖母が本児の保育所への送迎を行うことも多く、祖母から欠席の連絡もあったことから、祖母によって、子どもの安全は守られていると判断しており、虐待の認識は薄かった。

しかし、その後、保育所は受傷を複数回発見し、市やこども家庭センターに通報していることから、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係者が情報共有し、関係機関の役割分担の明確化、子どもの安全を守るための複数の関係機関による見守りなどの検討・実施が必要であった。

- (1) こども家庭センターは市からの通報を受け、地域での見守りを実施することを援助方針としていたが、これまでもこども家庭センターが直接対応してきた例もあり、この援助方針について、市との間で共有されていなかった。

しかし、こども家庭センターから、要保護児童対策地域協議会の調整機関である市支援課に対し、個別ケース検討会議を開催するよう助言や働きかけをより積極的に行う必要があった。

- (3) 要保護児童対策地域協議会が開催されていなかった。

ア 要保護児童対策調整機関（要保護児童対策地域協議会事務局）の機能発揮

市の相談支援体制の現状等から、「市町村児童家庭相談援助指針」に沿った要保護児童対策地域協議会開催を含む、要保護児童対策調整機関としての役割が十分果たせていなかった。

- (7) 市支援課及びこども家庭センターともに、本事案に対して虐待の疑いとしての見立てはあったものの、確証が得られなかったとして、踏み込んだ対応ができなかった。
- (1) 家庭・地域における児童の養育を支援し、見守りを行うためには、各関係機関が相互の役割・支援内容等を理解したうえで、一体的に援助を行う必要があるが、要保護児童対策地域協議会が開催されていなかった。

(ウ) このため、本児の健診時等から関わりのあった市保健福祉サービスセンターや保育所等の関係機関と、市支援課及びこども家庭センターとの情報共有が行われず、また、児童の安全確保のための保護者への指導、友人男性への関与等の方法、児童の見守りの留意点などが具体的に定められなかった。

イ マニュアルの整備

「姫路市児童虐待対応マニュアル」は平成12年度に作成されているが、児童虐待防止法の制定や児童福祉法の改正等に対応した見直し等が行われていなかった。

(4) 子どもの安全を最優先とした医療機関、保育所等との連携が不十分であった。

ア 子どもの安全を最優先とした医療機関、保育所等関係機関との連携強化

受傷原因がはっきりしない場合など、子どもの安全に不安がある場合等において、保育所が留意すべき事項、再度受傷を発見した時の対応、保育所から頻繁に受傷等の通告があった場合の市・こども家庭センターの対応を具体的に詰めておく必要があった。

イ 医療機関に受診した場合の具体的な対応

5月16日、本児が受傷をして再び医療機関に受診した後、こども家庭センターは、保育所及び家庭を訪問し、「母は医師から、「叩いたのか」と聞かれた」ことを確認したが、その後、直接医療機関に事情聴取する、または、通告シートの提出を求めるなど、具体的な対応を行わなかった。

また、医療機関が虐待を疑った場合には、市、こども家庭センターに相談連絡（通告シートによるものも含む）できるよう、医療機関と市、こども家庭センター、保育所との間の連携も必要である。

ウ 地域での見守りと児童委員等との情報共有

地域での見守り体制の構築には、児童委員等による見守りが大切であるが、本事案では児童委員・主任児童委員との情報共有は行われていない。

II 提 言

- 1 受傷原因が特定できず、同居人以外からの加害が疑われる場合も、子どもの安全を最優先に考え、子に対する親の配慮義務の放棄（ネグレクト）ケースとして位置づけ、積極的な対応を行う。
- 2 相談、支援、要保護児童対策調整機関（要保護児童対策地域協議会事務局）としての機能を果たすための市町体制強化と、市町・県の連携強化を図る。
- 3 市町要保護児童対策地域協議会の運営は、「市町村児童家庭相談援助指針」に基づいて標準化する。標準以下の市町においては、早急な充実を求める。
- 4 子どもの安全を最優先した、医療機関、保育所等関係機関との連携を強化する。

〔提言1〕 受傷原因が特定できず、同居人以外からの加害が疑われる場合も、子どもの安全を最優先に考え、子に対する親の配慮義務の放棄（ネグレクト）ケースとして位置づけ、積極的な対応を行う。

(1) 受傷原因が不明な場合においても、子どもの安全を最優先した対応

本事案のように子どもの受傷原因が不明な場合においても、子どもの安全を最優先した対応が必要である。

(2) 同居人等からの加害への対応

「児童虐待」とは、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童について、身体に外傷が生じる等の行為をすること」（児童虐待防止法第2条、平成20年改正）と定義されているが、本事案のように友人男性からの加害が疑われた場合にも、同居人※に限定せず、子どもの安全への親の配慮義務の視点から調査等を行い、子どもの安全を確保する必要がある。

※ 児童福祉法第6条に規定する「児童を現に監護する者」に該当しないと思われる同居人については、実親のネグレクトの疑いとして調査を行う。（厚生労働省「虐待通告があった児童の安全確認の手引き」平成22年9月）

(3) 情報収集と情報共有に基づくアセスメント

ア 家族・親族以外も含めた、子どもや親等のアセスメント

本事案のように、虐待の発生原因が不明確ではあっても連続した受傷がある場合、子ども、家族・親族等に対するアセスメントが重要である。特に、これまでの家族モデルだけでは対応しきれなくなっている複雑な家庭環境・交際状況等にも対応したアセスメントが必要である。

イ 状況変化に応じた再アセスメントと介入

アセスメントの結果については、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において、市町関係部署職員（福祉事務所、保健所・保健センター等）、児童委員・主任児童委員、保育所等関係機関と情報共有するとともに、受理会議等により援助方針を決定する必要がある。

(4) 受理会議等の充実（通告書、アセスメントシート、送致書などを含む）

市町は、虐待の疑いのある事案を直ちにこども家庭センターに送致するのではなく、子どもの置かれている状況等の把握、安全確認を行い、ケース会議（緊急受理会議）で市町の支援の可否等を判断し、緊急一時保護や高度かつ専門的対応が必要と考えられる事案を、こども家庭センターに送致することを基本としなければならない。

こども家庭センターは、通報を受理した時点から市町等との情報共有を図り、子どもや保護者等の状況を適切に把握し、安全確保に万全を期すため、要保護児童対策地域協議会の開催を市町に対し積極的に働きかける必要がある。また、必要に応じ市町相談員や保健センター、児童委員、児童家庭支援センター等が参加した拡大ケース会議を開催する必要がある。

(5) 児童虐待等対応アドバイザーや児童福祉専門調整員（警察OB）の活用

子どもの受傷の日時、場所、原因等が不明な場合等において、保護者等への指導、介入方法等について具体的に検討するため、積極的に児童虐待等対応アドバイザーや児童福祉専門調整員（警察OB）を活用すべきである。

〔提言2〕 相談、支援、要保護児童対策調整機関（要保護児童対策地域協議会事務局）としての機能を果たすための市町体制強化と、市町・県の連携強化を図る。

(1) 市町の役割の明確化

ア 通告受理時における市町の役割

市町は、児童福祉法の改正（平成17年4月施行）により、児童に関する第一義的な相談支援機関と法的に位置づけられる（同法第10条）とともに、要保護児童の通告先として、通告への対応が規定された（同法第25条）。

通告を受けた市町は、子どもの安全確認及び調査をして受理会議を行い、当面の方針や主たる担当等を決定する必要がある。受理会議の結果、こども家庭センターに送致すべきケースについては、児童福祉法第25条に基づき、速やかに送致を行うことになっている。

また、市町は、児童虐待防止法の改正（平成16年10月施行）及び再改正（平成20年4月施行）により、通告を受けた場合の当該児童の安全確認が義務化されている。

しかし、虐待の通報を受けた市町が、直ちにこども家庭センターに送致するケースも依然としてあることから、市町に法改正趣旨に沿った対応を行うよう指導を徹底する必要がある。

イ 地域での見守りににおける市町の役割

市町は、地域での見守りが必要なケースについて、要保護児童対策地域協議会を開催して各関係機関の役割分担を明確にし、実行していく必要がある。

市町から送致されたケースであっても、こども家庭センターが調査の結果、地域での見守りが適当であると判断されたケースについては、こども家庭センターは市町に対し、要保護児童対策地域協議会の開催とそこにおける具体的な役割の決定と実施を求める必要がある。

(2) 市町の体制強化

ア 市町職員体制の強化

市町は、児童相談、子育て支援、安全確認等、要保護児童対策調整機関（要保護児童対策地域協議会事務局）として主体的かつ的確に対応できるよう、必要な職員体制を確保する必要がある。

さらに、複雑で多様な問題に適切に対応できるよう、社会福祉士、臨床心理

士、児童福祉司任用資格等をもつ専門職員の配置などの体制の強化が急務である。

イ 市町職員等の実務研修の強化

児童虐待に的確に対応できるよう、市町職員は、相談援助活動に必要な専門的知識、ノウハウを備えていることが必要であり、県等が実施する研修への積極的な参加、こども家庭センター児童虐待等対応アドバイザーや外部の専門家からの助言・指導を受け、職員の専門性の向上に努める必要がある。

(参考) 県は、要保護児童対策地域協議会の関係機関の構成員や市町職員を対象とした専門研修、児童福祉司任用資格取得講習を実施している。

(3) 県内市町の取り組みについて、相互の情報共有と、県によるバックアップ

市町の取り組み状況に差があることから、県は、県・市町担当課長会議やこども家庭センター研修会等において、他市町の職員体制や具体的ケース会議の持ち方、要保護児童対策地域協議会の運営方法等について、先進事例の紹介・発表などにより、市町間の情報共有や相互の連携を支援する必要がある。

〔提言 3〕 市町要保護児童対策地域協議会の運営は、「市町村児童家庭相談援助指針」に基づいて標準化する。標準以下の市町においては、早急な充実を求める。

(1) 「市町村児童家庭相談援助指針」(平成 22 年 3 月改正) に基づいた市町要保護児童対策地域協議会の運営

ア 個別ケース検討会議の定期又は随時の開催

関係機関の役割分担を明確にし、適切な家庭支援・指導を行うため、個別ケース検討会議を定期又は随時に開催する必要がある。

- 虐待を再発させないために、「見守り」には、各種の子育て支援サービスの活用など積極的な支援が含まれることを認識すべきである。そのため、個別ケース検討会議を定期又は随時に開催し、見守り・支援の個別援助プログラムを決定し、確実に実施することが求められる。
- 本事案のように、受傷原因が特定できず、保護者自身に疑いがなくても、子どもを守るという視点から、傷が、いつ、どこで、どのように、誰といる時に発生しているかなどについて、保護者とともに考えていく(気づき)という視

点も必要である。

イ 要保護児童対策地域協議会が扱う全ケースの進行管理の徹底

市及びこども家庭センターにおいては、①誰が何をするのかを具体的に決める。②その結果を必ず定期的に報告する。③一定の期間を定めフォローアップするため、ケース管理台帳を作成し、指導状況等について定期的に情報を共有する必要がある。

ウ 市町児童虐待対応マニュアル等の整備

市町において、児童虐待への適切な対応を行うため、国の指針等（「市町村児童家庭相談援助指針（厚生労働省、平成22年3月改正）」、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（厚生労働省、平成22年3月改正）」）に準じた児童虐待対応マニュアル等の整備、定期的見直し、更新を行う必要がある。

また、市町において、関係機関と連携した定期訪問や保護者指導等（ケアを含む）の具体的な支援プログラムを情報共有し、地域での見守り、生活や心身状況の変化等に適切に対応ができるよう、毎年度繰り返し研修を行う必要がある。

(2) 児童家庭支援センター等との連携

在宅ケースに対する親子指導や、保育所・幼稚園、学校、児童委員等による地域見守り活動を専門的立場から支援するため、24時間365日相談に応じ、児童の一時保護の調整機能を有する児童家庭支援センター（県所管6カ所、神戸市所管2カ所）等との連携も必要である。

(3) 虐待予防と早期発見、見守り等の地域体制づくり

虐待の早期発見、早期支援のためには、地域住民等の協力が不可欠であり、女性団体等の「子育て応援ネット」によるSOSキャッチ活動や、民生委員児童委員による「オレンジネット」推進事業の活動を、今後ともさらに支援していく必要がある。

〔提言４〕 子どもの安全を最優先した、医療機関、保育所等関係機関との連携を強化する。

(1) 保育所・幼稚園、学校等との連携強化

保育所・幼稚園や学校等は、子どもの日常生活や家庭の状況を把握しているため、保育所・幼稚園や学校等において虐待が疑われた段階で速やかに、市町に通告し、要保護児童対策地域協議会構成機関が連携して対応することが大切である。なお、通告する際には、正確な情報を伝えるために、通告シートの活用を徹底するとともに、緊急に対応を要する場合は、直ちに、こども家庭センターにも通告を行う必要がある。

(2) 医療機関とのネットワークによる、虐待のアセスメントの充実強化、医療機関における臨床事例研修等の強化

ア 傷害等で虐待が疑われる事案については、市町及びこども家庭センターが子どもの安全確保を最優先した対応ができるよう、医療機関等関係機関ときめ細かく情報共有し、虐待の早期発見やその後の支援等を行う必要がある。

イ 医療機関においては、これまでも「養育支援ネット」や被虐待児通告書（関係機関用通告シート）による市町、健康福祉事務所等への情報提供などの取り組みを行ってきたが、受傷原因の不明のまま虐待通告を受ける児童が増えていることから、今後、一層の連携強化を図っていく必要がある。

特に学校や保育所・幼稚園が虐待を疑っている子どもが、医療機関を受診した際に、市町・こども家庭センターと速やかな連携を図ることが必要である。

ウ 虐待が疑われる受傷があった場合の対応や連携について、医療機関における臨床事例研修を充実するとともに、小児の外傷を数多く診療している地域の基幹病院が児童虐待についてのコンサルテーション機能を果たす仕組みを検討することも必要である。

また、虐待の医学的診断を明確にするため、子どもの外傷等の情報を収集・分析、蓄積する仕組みを作ることも必要である。

(3) 児童委員、主任児童委員との連携強化

複雑化、深刻化する児童虐待問題に対しては、地域におけるきめ細やかな対応が求められる。児童や家庭の状況等個々の実情が異なることから、児童委員、主任児童委員との連携が重要である。

このため、児童委員等に対して個別ケース検討会議への出席を求め、具体的に家庭訪問や見守り活動等について、市町・こども家庭センターと連携した取り組みの協力を得る必要がある。

〔提言5〕 国に対する提言

(1) 市町等の相談支援体制の強化

適切な家庭支援を行うため、相談件数に対応した児童福祉司有資格者の配置等の法制化など、市町の相談支援体制の強化が必要である。

(2) 要保護児童対策地域協議会の運営支援

「市町村児童家庭相談援助指針」に示されている児童家庭相談において、相談、調査、支援が一体的に行われるよう、市町に必要な財源措置等を講じることが必要である。

(3) 保護者や同居人に該当しない者（交際相手等）への対応の明確化

本事案の課題の一つは、保護者や同居人に該当しないため踏み込んだ対応ができないという危惧が生じたことである。家族関係が多様化している現状から、対応困難な事案が想定されるので、保護者や同居人に該当しない者等に対しても実効ある指導ができる体制の制度化が必要である。

【参考資料 1】

児童虐待防止委員会審議経過

平成23年9月28日（現地調査）

〈調査先〉

市役所、こども家庭センター

平成23年10月3日（第1回会議）

〈内容〉

委員会のスケジュール等

事案の概要（こども家庭センターからの聞き取り）

事案の検証

平成23年10月21日（第2回会議）

〈内容〉

事案の概要（市からの聞き取り）

事案の検証

平成23年11月14日（第3回会議）

〈内容〉

検証のポイント及び課題、問題点等について

平成23年11月21日（第4回会議）

〈内容〉

検証のポイント及び課題、問題点等について

検証報告書について

【参考資料 2】

児童虐待防止委員会委員名簿

氏 名	現 職
委員長 立木 茂雄	同志社大学社会学部教授
加藤 寛	兵庫県こころのケアセンター副センター長 精神科医
加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部教授
北山 真	北山法律事務所弁護士
永瀬 裕朗	兵庫県立こども病院脳神経内科医長 兼小児救急医療センター救急科医長
森 茂起	甲南大学文学部長
八木 敬雄	大阪青山大学健康科学部准教授
吉田 隆三	兵庫県児童養護連絡協議会会長 児童養護施設アメニティホーム広畑学園長

